

## 議案第85号 交野市星田3丁目防災公園条例の制定について(その1)

### 1. 条例制定の目的及び設置

市民を災害から保護するとともに、市民の交流の促進及び健康の増進を図り、かつ防災機能を備えた拠点とすることを目的に、交野市地域防災計画及び交野市緑の基本計画に基づく施策として、交野市星田3丁目防災公園を設置する。

### 2. 条例の主な内容

条 項	主 な 内 容
名称及び位置 (条例第2条関係)	名称 交野市星田3丁目防災公園 位置 交野市星田3丁目2870番地2、2873番地、2874番地1、2875番地
施設 (条例第3条関係)	(1)広場 (2)防災四阿 (3)防災ベンチ (4)防災倉庫 (5)遊具 (6)駐車場
防災機能等 (条例第4条関係)	防災公園は、防災の啓発を行うとともに、防災拠点として、災害等の緊急時における一時避難地としての機能及び救援物資の供給等を行う機能を有し、当該機能その他の災害発生時等における活用に関する事項については、交野市地域防災計画で定める。
法令等との関係 (条例第5条関係)	防災公園の設置及び管理については、都市公園法及び同法に基づく命令に定めるもののほか、この条例で定める。 交野市都市公園条例第3条の2(公園施設の設置基準)、第3条の3(公園施設の設置基準の特例)、第9条の2(占用許可の軽易な変更)、第10条(設計書等)、第11条の2から第11条の5(保管した工作物等について)まで、第13条(届出)、第15条から第17条(使用料の徴収方法など)まで及び第19条(権利の譲渡等の禁止)の規定を適用する。

## 議案第85号 交野市星田3丁目防災公園条例の制定について(その2)

条 項	主 な 内 容
使用の許可 (条例第6条関係)	防災公園で物品販売、募金、写真撮影、競技会、展示会、集会などの特定の行為を行うには、許可を受けなければならない。許可を受けようとする者は、行為の目的や内容などを記載した申請書を提出しなければならない。
占用の許可 (条例第8条関係)	防災公園に工作物などを設置して占用するには、許可を受けなければならない。申請者は、占用物件の種類や占用の目的などを記載した申請書を提出しなければならない。
使用料 (条例第9条関係)	この条例による許可を受けた者は、交野市都市公園条例別表第2に定める使用料を納付しなければならない。
許可の取消し等 (条例第10条関係)	この条例による許可を受けた者が、条例や規則に違反した場合や、不正手段で許可を得た場合、または災害や工事等のやむを得ない事由が生じた場合には、その許可の取り消し等を行うことができる。また、これによって許可を受けた者に損害が生じても、市は賠償責任を負わない。
行為の禁止 (条例第11条関係)	防災公園内で施設や植物の損傷・採取、鳥獣魚類の捕獲、広告掲示、ごみ投棄、立入禁止区域への立ち入り、危険な遊戯や火気の使用（災害時等を除く）など、管理に支障をきたす行為をしてはならない。
利用の禁止又は制限 (条例第12条関係)	防災公園が損傷している場合や工事が行われる場合、または管理上必要な場合に、利用を禁止または制限することができる。

## 3. 施行期日

令和8年4月1日から施行

## 議案第85号 交野市星田3丁目防災公園条例の制定について(その3)

## 【参考】 使用料

※交野市都市公園条例別表第2（同表1 公園施設の使用料の部分を除く。）の例による。

単位：円

電柱	1本につき1年	3,650	
電話柱	1本につき1年	2,130	
ガス管、電気管、電話管 その他これに類する地下 埋設物を設ける場合	外径0.1m未満	1mにつき1年	110
	外径0.1m以上0.15m未満		170
	外径0.15m以上0.2m未満		220
	外径0.2m以上0.4m未満		440
	外径0.4m以上1.0m未満		1,100
	外径1.0m以上		2,190
通路、その他これらに類する施設で地下に設ける場合	1m <sup>2</sup> につき1年	2,140	
公衆電話所等	1箇所につき1年	3,780	
仮設建物その他これに類するものを設ける場合	1m <sup>2</sup> につき1月	1,000	
建設用又は工事用の板囲い、足場及び資材置場を設ける場合	1m <sup>2</sup> につき1月	1,000	
募金、物品の販売等を行うとき。	1日	2,000	
業としてロケーションをするとき。	1箇所につき1日	2,000	
業として写真の撮影をするとき。	写真機1台につき1日	2,000	
競技会、展覧会、集会等を行うとき。	1m <sup>2</sup> につき1日	10	
その他の使用	市長がその都度定める。		

備考 使用者が会費、入場料その他これに類する料金を徴収するときは、上記使用料の2倍とする。



別記様式第3号（第8条関係）

【議会基本条例第10条第1項関係】

政策等情報の説明資料

令和7年12月定例会

議案の 件名	議案第85号 交野市星田3丁目防災公園条例の制定について	政策等 の区分	計画・事業・ <span style="border: 1px solid black;">条例</span> その他（ <span style="border: 1px solid black;"> </span> ）				
〈政策等の概要〉		〈他の自治体の類似する政策等との比較〉					
市民を災害から保護するとともに、市民の交流の促進及び健康の増進を図り、かつ防災機能を備えた拠点とすることを目的に、交野市地域防災計画及び交野市緑の基本計画に基づく施策として、交野市星田3丁目防災公園を設置する。		〈財源措置の状況〉（単年度事業でない場合は、全体事業の見込状況を記入）（単位：千円）					
		総事業費	国庫支出金	府支出金	市債	その他	一般財源
		534,686			534,600		86
〈政策等を必要とする背景〉		〈将来にわたる効果及びコストの状況〉					
今後の大規模災害の発生が現実的に想定される中、既存の避難所や備蓄施設では地域対応に限界があり、災害対応拠点の整備・強化が急務である。		<p>災害発生時の避難・物資配布・救援活動の迅速化が期待され、地域防災力が大きく向上し、平常時は市民の交流拠点としても機能する。</p> <p>整備費等については、設計費用・工事費用・土地取得費用を、緊急防災減災事業債及び緊急自然災害対策事業債を活用するため7割は交付税措置になり、本市は3割の負担で整備等を行える。</p> <p>維持管理については一定の整備を行うため、現状と比べれば、除草作業などの長期的なコスト抑制が見込まれる。</p>					
〈提案に至るまでの経緯〉		〈総合計画等の整合〉					
地域単位での災害対応力強化を目的として、令和5年度の交野市地域防災計画の改訂で、防災拠点の整備の再検討が始まり、市有地や学校跡地等を活用した防災拠点候補地の選定を経て、令和6年度に交野市防災拠点整備指針及び交野市備蓄計画の策定を行った。また、交野市緑の基本計画の理念を踏まえ、平常時にも利用可能な防災公園の設置を条例で制度化するに至った。		まちづくりの目標	目 標	3. みんなが助けあい、安心して住み続けられるまち			
		政策分野または経営方針	分野・方針	1 1. 防災・減災			
		施策	施 策	1. 防災・減災対策の充実			
		○その他の計画（該当する場合のみ）					
〈市民参加の状況〉		計画名称	交野市地域防災計画・交野市緑の基本計画・交野市防災拠点整備指針・交野市備蓄計画				
有・ <span style="border: 1px solid black;">無</span> （パブリックコメントを実施した場合は、その結果等を含む。）		策定年度					
		計画期間					
〈政策等の実施時期〉		令和8年4月1日から施行					
担当部局		担当課		添付資料（有の場合は、その名称）			
危機管理室				<span style="border: 1px solid black;">有</span> ・無（参考資料）			